

幕末政治と諸藩連合

—— 肥後の「九州諸藩合従」を中心に ——

呉 永台 (オ ヨンテ)

はじめに

本稿は、幕末期における諸藩連合の動向を、文久3(1863)年に肥後を中心として行われた諸藩間の外交交渉の過程を事例として追究しようとするものである。筆者は、江戸時代の日本が明治以降と異なる、大名「国家」からなる「連邦国家」⁽¹⁾であったという認識に注目して幕末期肥後の政治動向を検討しており、本稿はその研究の一部である⁽²⁾。

幕末期の諸藩によるヨコの連合において、文久期(1861-64)はその転機に当たる。諸藩の間で国事周旋について議論が交わされる傾向は、嘉永6(1853)年に対外政策をめぐる問題が発生した際に現れ始めた。その傾向が量質ともに顕著になったのは、諸藩の中央政局への参加が活発化した文久期以降である⁽³⁾。

すでに諸藩は使者往来を常態化しており、外交交渉に長けた人材も備えていた。そして諸藩の首脳部は他藩との提携・連合を政治運動の有力な手段の一つとして認識していた。これらは「連邦国家」ならではの現象に他ならない。このような状況を如実に示してくれるのが、文久3年に九州で行われた諸藩連合の動向である。しかもその規模は九州全域に亘ったため、地域連合とでも呼ぶべきものであった。おそらく幕末維新期における最初の地域連合の試みであったと思われる。

ところが、文久期に九州で展開した諸藩連合の政治構想あるいは政治運動に関する先行研究を見ると、この問題を中心として取り扱っているものは、管見の限り見当たらない。個別藩を対象とする諸藩研究すなわち薩摩⁽⁴⁾・筑前⁽⁵⁾・越前⁽⁶⁾・肥後⁽⁷⁾などの政治動向を分析する研究の中で若干言及されるか、横井小楠⁽⁸⁾(1809-69)の政治思想を考察する研究⁽⁹⁾などで触れられる程度である。いずれも時系列に沿った歴史的な分析とは言えない。また個別藩を乗り越えたレベルでの諸藩間の相互作用の有様を究明したものとも思われない。それ故、同じ藩の諸藩連合運動について異なる解釈が提示された場合にも、論証において説得力を欠くものが見受けられる⁽⁹⁾。幕末文久期における九州諸藩連合の歴史的意義の理解を高めるためには、基礎を固める意味で、まずは丹念に史実を追究していく実証研究が求められる。

以上のような先行研究の現状を踏まえた上で、本稿では、主導権を取って諸藩連合を試みた大大名の一つである肥後に基軸を置きつつ、できる限り関係諸藩の政治動向にも目を配り、時系列に沿って具体的な史料を提示しながら議論していきたい。第1節では、九州諸藩合従論の登場以前の肥後の政治動向を確認するため、藩主滞京時における国事周旋の

内容を検討する。第2節では、藩主帰国後に中央政局への傍観主義を放棄し、九州諸藩合従論を以って国事周旋に乗り出す方針を確定するに立ち至る経緯と同論の内容を分析する。第3・4節では、九州諸藩合従論が政治運動として如何なる展開を見せ、どのようにして終焉を迎えたのかを、肥後・筑前・薩摩・越前などの使者外交を追究しつつ明らかにする。

なお、肥後主導の諸藩連合を指し示す「九州諸藩合従」という言葉（概念）について断っておきたい。これは、史料上の表現を一部借りたものである。肥後の首脳部は、他藩との連合を構想する際に、中国の戦国時代の外交政略であった「合従連衡」を歴史的参照枠として念頭に置いていたと思われる。

第1節 九州諸藩合従論以前

国議決定

文久2年12月、藩政府は藩主細川慶順^{よしゆき}（1835-76）の上京を目前に控えて「国議（藩議）」を決定した⁽¹⁰⁾。冒頭には基本方針が記されている。

一、公武え御忠節を可被尽、東西愈御合体にて、天下之事至当ニ帰候様被遊度は、従来之御本意にて、攘夷之叡慮（天皇の考え）は固より御遵奉、御国（肥後）ニ取候ては愈武備充実之御覚悟を可被尽御議定ニ候事。

最初の部分は「公武え御忠節」を尽くすべしと述べており、藩主上京の理由が公武への忠心を表すことにあると示唆している。藩政府は、文久2年4月、藩内の尊攘論が高揚する中、それに対応するために「天朝公義え之御忠節」を掲げた〈藩是〉を定めていた⁽¹¹⁾。ここではその〈藩是〉を「従来之御本意」として再確認し、公武周旋を正当化している。そして国事周旋の目的は、公武（「東西」）合体により日本政治が「至当」のあり方に回復するよう、自藩の政治力を発揮することであった。これは、藩主及び肥後藩の一貫した意志であるという。続いて、攘夷の叡慮を遵奉し、いざという時に備え、藩を挙げて武備充実に務めていく覚悟を示している。以上が、藩主が中央政局に参入するに当たっての肥後の基本方針であった。

続いて、対外政策に関する見解を、

一、攘夷之策略期限之事

今度、以勅使、右は武将之任ニ付、関東え御任之旨、一条様（左大臣一条忠香^{ただか}。1812-63）より御伝達も有之、兼て諸藩之御政事向を関東え被托置候御儀、関東ニても叡慮御遵奉之趣ニ候えは、江戸命令を被為奉候外無之、其上攘夷之策略と申至ては、彼を知、己を知、其機を察、其因ニ投し、人意之表ニ出不申候ては難得、功将之方寸（心中）

ニ可有之、猥ニ可議筋ニは無之、乍然、天下之公論を以被決事ニて御尋も候ハハ、其節ニ臨可被仰立候。其大綱を申候えは、公平至誠、道理之当然を以、御諭ニ相成候ハハ、彼等不腹事も有之間敷、若、否み候て無礼を為ニ至候ハハ、不得止、干戈を被用外有之間敷候。扨、其期限之儀は、皇國中一致ニ興起、国力武備整、実勢、機を発ルニ足を見て、御処置可有之、其内、彼を待ニ柔を以シ、暫此儘被差置、且、列藩を誘掖、督責褒貶せられ候て、其力を養、其備を整へしめられ候儀、肝要ニ付、予其期限を被定候儀は不然候事。

一、開鎖之事。攘夷之御処置相立、権、我ニ有之、御国体、既ニ相立候時は、開鎖は、一定之議を不被立、時宜ニ従可被処候。

と記している。

ここでは攘夷と開鎖の問題を段階的かつ連続的に捉えていることが特徴である。まず、当時の最重要懸案である攘夷策略及び期限をめぐる問題について、奉勅攘夷体制を前提として将軍に委任すべきであると述べている。それは、幕府の命令に従うことによって朝廷尊崇を果たしうるという論理に帰結する。ところが、もし「天下之公論」に基づいて諮問があった場合には、現状維持の上、諸藩が武備充実に努めることを優先し、攘夷実行日を予め定めることは望ましくないと答申する予定であった。

開鎖問題については、攘夷の方法や時期が固まって挙国一致でそれが遂行される中、「御国体」すなわち日本国の体面が立てば、事前に選択の幅を自ら狭めることなく、「時宜」に従って対処した方がいいと見ていた。肥後の認識からは、基本的に奉勅攘夷・将軍への委任を是とし、具体的には先武備充実・後対外政策確定という政治構想が読み取れる。

藩主滞京中の公武周旋

文久3年1月17日に入京した細川慶順は、27日に滞京警衛の朝命を受けた。藩主在京の下で、肥後の公武周旋が本格化していく。以下、幕府と朝廷に呈された建白書を取り上げ、肥後の政局認識及び政治主張を分析する。

まず、2月中に幕府に提出された建白書⁽¹²⁾の内容を見てみたい。攘夷策略について意見を求められたことに対する答申であるが、ひたすら意思表示を避けているのが特徴である。つまり、攘夷実行は、「神州安危存亡之所係、重大之事件」であり、「一国之管見」を開陳することはできないとし、将軍の「必勝之御明算」に委ねる旨を示している。将軍が上洛し明確な策略を以て朝廷と交渉を行い、その上で「叡慮台旨御一致」つまり公武一致の命令が降りれば、それに従って「藩鎮之任」に当たるといふ。公武合体をめぐって、諸藩による主体的な政治運動の余地を認めることなく、全てを幕府と朝廷の手に委ねたいという意向である。最後には「天朝幕府え之忠勤」を掲げ、公武の決定に服従することを誓って建白書を締めくくった。

このような差障りのない建白を行った背景には、尊攘急進派が勢力を増す一方の京都の不穏な情勢があった。在京重臣は国許宛て書簡⁽¹³⁾で、肥後が自らの見解を表明することを躊躇した理由を説明している。つまり、公卿の中には「攘夷之期限、今日と申御説」を唱える者まで現れており、薩摩・長州・土佐はもとより他の諸藩からも尊攘急進論に賛同する向きがある。そうした中、在京諸侯は誰であれ、現状打開のために進んで中央政局に関わろうとしない。朝廷尊崇に反すると目されることへの恐怖が、諸侯をして傍觀主義に向わせたのである。そこで、肥後は大勢を見極めることにした。ややもすれば孤立（「一本立」）しかねないと判断したためである。着京後、京都の情勢を自分の目で確認した藩主及び首脳部は、「公武御合体、御熟談之上、断然と被仰出、何も御差図次第可被遊御心得との御趣意」を建白しておいて、中央政局に深く関わらない態度を取ることにした。將軍上洛による公武間の直接の熟談で公武一和に決着が付くまで、自分の政治運動を控える方針を決め込んだのである。これは、肥後をして独自の国事周旋がどれほど至難なものであるのかを思い知らせるきっかけになったと言える。

3月4日、將軍徳川家茂^{いさもち}（1846-66）が入京した。肥後は公武一和に期待を寄せた。ところが、実際の政治状況はその期待を裏切る方向へと展開した。將軍に先立って上京していた將軍後見職^{よしのお}⁽¹⁴⁾の一橋慶喜（1837-1913）と政事総裁職^{しゆんがく}⁽¹⁵⁾の松平春嶽^{よしなが}（慶永。1828-90）が根回しを行った結果、將軍上洛の翌日、朝廷より大政委任の勅書を引き出すことに成功したものの、幕府側が尊攘急進派の攻勢を巻き返すことはできなかった。

そうした中、3月28日、細川慶順は朝廷に建白書を呈する。そこには、「尊王攘夷」「公武合体」「大政委任」「政令一致」など、幕末政治を貫通する主要概念が網羅されていて、非常に興味深い内容となっている。これは肥後の政局認識を確認できる絶好の史料であるので、以下に引用する。

方今之時勢切迫、人心不和ニ付ては、御憂慮之余、朝廷より追々御沙汰之旨も被為在、將軍家ニも事々御指揮も有之候処、人心紛乱之折柄、乍恐、右様御政令二致（「政令一致」に對置される状態）ニ相成候ては、人心益以疑懼を生し可申哉と奉恐入候。然処、今度、將軍職御委任、万端御指揮有之候様との思召ニ被為在候上は、天下之御政令一致ニ相成、人心安定可仕と難有奉存候。向後、弥以御実意之御委任被為在、巨細之御政事、將軍家え御沙汰被為在、將軍家、勅諭を以、天下ニ御指揮有之候えは、紀綱相立、公平正大之御政道、人心安堵、可奉感戴と奉存候処、万一御委任被仰出置、猶朝廷よりも数々御沙汰被為在候ては、御政令二致ニ相成、乍恐、上は朝廷之御威厳を被損、中は將軍家之御指揮も御不行届ニ相成、下は人心之疑惑を生し、將軍家如何ニ御滯京有之候ても、其御詮も有御座間敷と恐入奉存候。君臣真之御合体より御政令一致ニ出候ハハ、^(たとい)縦令東西御隣隔被為在候ても、御誠意貫通、紀綱凜然、乍恐御憂念も被為在間敷哉と奉存候。（中略）然処、攘夷之基本相立、人心安堵之場合ニ至候様との叡

慮ニ被為在、誠以有難思召ニて、人々尊王之精神徹底仕候儀、則攘夷之基本にて、士気振、国力充、各国全州之守備一般ニ相成候儀、則万全之御勝算と奉存候。(中略) 乍恐、自然御委任之御名義迄ニて、右申上候通、真実之御委任ニて無御座候えは、將軍家ニも御差入御請も被出来間敷、於越中守(細川慶順)も重畳奉恐入候え共、何分周旋難仕、当惑至極深奉恐入候。仰願曰は、向後、御合体之御誠意、始終御貫通被遊、切々御参内被仰付、乍恐、股肱(主君の腹心)水魚(極めて親密な間柄)之御親ニて、君臣之御間(あいせん)靄然たる御誠意、一毫之御間隙不被為在、天下之事万つ將軍家ニ御委任被遊、益以儼然之体、深穆之德(深くて麗しい、立派な徳)を以、御鎮静被遊候ハハ、將軍家ニは銳意励精、叡慮を奉して、天下ニ御指揮可被為在、左候えは、朝廷森嚴、政令一致、天下之人民仰感俯服、今日切迫之時世、忽に興隆之御創業と相成、全国振起、外夷畏服、始て宸襟(天皇の心)を被奉安、皇国生民之大幸不過之と奉存候。⁽¹⁶⁾

公武は君臣関係を明確にした上で合体すべきである。君主たる朝廷の「御沙汰」と臣下たる幕府の「御指揮」とが合致した状態が「政令一致」であり、その端緒を3月5日の勅書に求めている。公武合体と政令一致の成立は、朝廷と幕府が「君臣」の大義名分を正すことで可能になるという認識がここに読み取れる。それを前提にした上で大政委任の中身を見てみると、肥後の立場がよく理解できる。すなわち「御実意之御委任」とは、「巨細之御政事、將軍家え御沙汰被為在、將軍家、勅諭を以、天下ニ御指揮有之候」とあるように、朝廷が日本政治に関する基本方針を幕府に下し、それを受けた幕府が諸藩に具体的な命令を出して実行に移すということである。これが、「天下之事万つ將軍家ニ御委任」のあり方に他ならない。例えば攘夷問題の場合、朝廷が攘夷の叡慮を表明すると、幕府は叡慮を尊崇し諸大名を率いて攘夷実行を陣頭指揮する。その際の具体的な政策は幕府が決定する。幕府は朝廷尊崇の上、裁量権を發揮することができるが、叡慮を無視することはできない。これは、公武の間に一定の緊張関係が保たれる政治体制であると言える。そして諸藩は、幕府の指揮に沿って行動する。肥後が文久期に堅持した大政委任論は、以上のような論理構造を持っていたのである。

建白提出の翌日、慶順は朝廷に帰国願を提出した。帰国理由の弁には、国許における海岸防備を挙げている⁽¹⁷⁾。在京重臣は、とにかく藩主帰国を実現するために「可致様無之、誠之御窮策」を用いたと語っている⁽¹⁸⁾。4月3日、朝廷は「自国海岸防禦筋」につとめるべく、帰国を許した⁽¹⁹⁾。

帰国を目前にした4月4日、慶順は公武それぞれに建白書を提出した。それは新しく作られたものではなく、3月に作成してから將軍東帰の延期によって提出を見合わせていたものである。肥後は藩主の京都周旋を一段落させる意味で、「最前之御主意を以、御建白被為在候方、御都合可宜御模様ニ付、公武御双方ニ」建白書を呈したのである⁽²⁰⁾。

4月6日、慶順は約3ヶ月間の滞京を終え、帰国の途についた。藩主帰国後、海防強化

につとめつつ、中央政局から距離を置く傍観主義を貫いていく。

第2節 九州諸藩合従論の登場

肥後・小倉・長州

6月下旬、肥後は小倉と長州から使者を迎え入れた。その際、攘夷実行をめぐる両藩の態度を確認した上で、問題の本質は公武対立による「政令二致」にあるとの認識に立って対応した。そして中央政治における肥後の果たすべき政治的役割を明らかにした。

6月28日、小倉使者⁽²¹⁾は長州との武力衝突を極力回避してきた経緯を説明して助けを求めた⁽²²⁾。それに対し、7月5日に肥後は、

(すぐさま)
直様(直ちに)長州侯え御使者被指越、御取扱之品も可有之哉之処、彼表之都合ニては暴挙之次第、仮令御手を被着候ても、貫徹之程無覚束、当春越中守様御滞京中、公武え御建白筋被成置儀有之、此節切迫之事体相成候付てハ、猶又御存意之趣被仰立、天下之御政道一途ニ出、各国之人心致一定候様成丈被成御尽力管御座候間、万一御採用ニも相成候ハハ、御配慮筋等御一和之場ニも至可申敷、何様是迄之通、幕府え御伺、被成御処置候方、御至当と存候。⁽²³⁾

と返答した。肥後として小倉を窮地から救い出し、長州の「暴挙」を抑えるためには、藩主細川慶順が従来の主張に基づいて公武に直接訴えるはずである。しかしその採用までは引き続き幕府の指示に従って穏便に行動するようにと勧めていることがわかる。ここからは肥後の大大名としての自己認識が窺える。

一方、7月2日、長州使者が攘夷実行への援助を要望してきた⁽²⁴⁾。肥後は7月9日に長州使者に対して、

方今攘夷筋付ても、御内達等、先は二筋ニ相成、上下疑惑を懐キ、此末如何成行可申哉、重畳御不安意ニ思召、御家中一統よりハ、猶又其趣申出候間、旁右御不安意之次第、朝廷幕府え被仰立御伺之筈ニ御座候間、其御模様相分候迄は、乍心外、右御応援之儀、如何様共難被及御返答、尤大非常之事件ニ及候ハハ、臨時之御覚悟、勿論之事ニ候条、彼是不悪御聞取被下候様⁽²⁵⁾

と表明した。公武の意思を確認せず攘夷実行に加勢することは留保したいと述べ、長州の「応援」要求を退けている。長州が「審慮御遵奉幕議御随順」を名分としていることを逆手にとって、公武への建白を正当化しようとしたものと思われる。肥後は、自藩が国事周旋に乗り出すことが中央政局、特に当時の朝議を左右している攘夷急進派に知られる結果を

念頭に置いていたに違いない。長州使者への返信は、攘夷急進派への意思表示でもあった。ちなみに、有事にそれ相応の処置を取る覚悟を示したのは、本意はさておき、外交上の方便として理解すべきであろう。

肥後・薩摩

7月9日、肥後使者が薩摩に向けて出立した。使節のメンバーは、長谷川仁右衛門・嘉悦市之進(氏房。1834-1908)・山形典次郎などである。薩英戦争の「勝利」に対するお見舞いが名目であったが⁽²⁶⁾、それだけではなかった。藩政府は使者に託すべき国事周旋の方針及び政策を定めていた⁽²⁷⁾。その詳細がわかる史料は不明であるが、8月14日に薩摩使者が熊本を訪れて長谷川仁右衛門に伝えた「口演書」から内容を窺うことができる。

方今皇国之形勢、日増相迫、公武之御間、判然御確執之姿に相成、此末之処、不容易御大事と、越中守様(細川慶順)深御心痛被為在、不被堪御傍觀、有志之諸藩合従いたし御上京之上、一層之御尽力被成度、被仰進候趣、修理大夫様(薩摩藩主島津茂久。1840-97)・三郎様(島津久光。茂久の実父。1817-87)御同意至極に被思召、期日御一定之上は御一門方重役之内より上京、可被添御微志被仰進置候え共⁽²⁸⁾

下線部は肥後使者が伝えた藩主の決意であり、波線部はそれに対する薩摩の返答であったと見ていいだろう。肥後は有志諸藩合従・同時上京の上、諸侯と共に国事周旋を行う計画を打ち出し、薩摩は賛同を表明して期日指定の上、一門あるいは重役を上京させることを約束したのである⁽²⁹⁾。肥後が7月18日に正式に確定した九州諸藩合従論は、薩摩への使者派遣を前に、その構想が整っていたことがわかる。使者の任務を終えた長谷川仁右衛門らは、7月28日に帰国、翌日に復命した。

九州諸藩合従論の確定

それでは、九州諸藩合従論について見ていきたい。7月18日に御前会議で確定した国議の内容は、「七月十八日 奉伺相決候書附」⁽³⁰⁾という史料から確認できる。以下、便宜上番号を付して段落を設け、全文を引用する。

①天朝幕府之御沙汰、表裏ニ出、御政道二筋ニ相成候付ては、列藩之人心、疑惑紛乱仕、外夷拒絶之儀、未申渡無之内、長州は朝廷之御趣意を奉候由にて、外夷攘斥いたし、其末、小倉より応援無之を憤り、不法之仕形ニ及、小倉は幕府之御指図を守、一切不相応、双方之御覚悟違却いたし、殆戦争を引起候様之勢ニ成行居、長州え御下りニ相成居候正親町三条様、九州えも御下り、応援之儀、御督責之御模様ニ相聞、又征夷將軍ニ可被為立哉之風評も仕、且薩州ニても兵端相聞、愈以人心紛乱ニ至申候。

②ケ様之事体ニ成行候ては、外夷ハ押置、皇国中之争乱無覚束、切迫之世上ニ罷成、既ニ薩州えハ御使者長谷川仁右衛門え、公武真之御一和にて、天下之御政道御一致ニ帰候様被遊御尽力旨、兼て御覚悟之次第御、肥・筑・久留米ハ、疾ニ公武御合体之儀を御建白之被仰談も相整居候由、御使者よりも申出、御家中之面々ハ、含被差越、長州・小倉・筑前より之御使者えも、右御覚悟筋ハ御返答ニ相成此砌、如何様之御覚悟ニ可被為在哉と、一統も不案意ニ奉存候間、此節、上京被仰付候面々よりハ稜々(かどかど)(それぞれ)伺出も有之、最早此儘被為居候てハ、御外聞御実義不被為濟、御拔差不成御場合ニ相成申候。

③依之、一刻も、兼て之御覚悟を实地ニ御運出被為在度、尤、將軍家を初、一橋公・春嶽公方、種々被仰上候末にて、此方様御一封之御諫言迄にて御採用ニ可相成様も無之候間、右之趣を以、薩州・肥・筑・久留米・柳川杯被仰談、御建言被差上候様之御都合、引続御上京之御比合等も大概御一同程ニ被為在、九州挙て、皇国のため何処々々迄も御周旋と申ニ相成候ハ、其響にて心得違之族半ハ畏縮仕候而已ならず、列藩、朝命を奉厭候折柄、山陰・山陽・東北国之諸大名も此筋ニ御落合候は必然にて、究て御成功可被為在、左候ハ、先ツ以御使者御建白被仰上、従是注進次第、直様御出京と御土台(基礎)を被遊御居(す)へ、御隣国之御方々御同意之段相分り候上は、御供をも被仰付置度奉存候。此御趣意、御家中何れも奉窺候ハ、末々迄も憤起いたし、物議も自然と相止可申候事。

④但、三条様ハ御間柄にて、専、浮浪有志之言を御主張被成候由ニ付、御懇切之御督責被為在度、其儀ハ迫て取調べ可奉伺候事。

肥後の現状認識を貫くキーワードは「政道二筋」である。長州と小倉は、「朝廷之御趣意」と「幕府之御指図」を根拠に対峙している。朝廷が公家を「征夷將軍」にするとの風聞まで流れている(なお、引用史料中には「正親町三条様」とあるが、攘夷監察使として長州に来ていたのは正親町公董きんたご〔1839-79〕である)。そこに薩英戦争の勃発が重なり、攘夷実行をめぐる混乱は高まる一方である。肥後は「政道二筋」の余波が人心疑惑をもたらす現状を憂慮していた①)。

政治情勢が切迫するにつれ、諸藩間の使者往来すなわち外交活動が活発化した。肥後は、薩摩・長州・小倉・筑前・肥前・久留米などと情報を交換しつつ政局を議論した。まさに外交的手腕の発揮のしどころである。その際、肥後は「公武一和」「政道一致」への回復を繰返し唱えた。一方、肥後が威信(御外聞)を損なうという家中の不安を防止する必要性もあった②)。

やがて藩政府は挙藩一致で国事周旋に乗りだすことを決意した。しかし將軍上洛時の有力政治家による朝廷工作の失敗もあり、肥後独自の周旋が功を奏する可能性はないと判断した。おそらく藩主滞京時に自己主張を抑えざるを得なかった経験も反映したであろう。

そこで肥後は、薩摩・肥前・筑前・久留米・柳川など近隣諸藩と連合する政治構想を確定した。「九州諸藩合従論」である。同論のプログラムは、諸藩協議の上、建白提出及び同時上京を果たし、その勢いで攘夷急進派が主導する朝議を動かして新しい朝命を引き出す、というものであった。一連の政治運動の最終目的は、日本政治における秩序回復であったと言える。肥後は九州諸藩合従論の主張者として陣頭に立つ必要があった。使者を以って諸藩に先駆け公武に建白を行い、中央政局に揺さ振りをかけることである。そこには藩主上京の朝命を引き出すなど、国事周旋の名分を確保しようとした意図もあったと思われる。これで公武への建白は九州諸藩合従と連動することになった (③)。

最後の但し書きは、三条実美^{さねとみ} (1837-91) について言及している。朝廷工作を容易に運ぶためには、有力公家の後押しが欠かせなかった。細川家と三条家は縁戚関係にある⁽³¹⁾。しかし当時の肥後は、攘夷急進派の先鋒であった三条を「督責」する妙案を持っていなかったように見える (④)。以上が、肥後の現状認識及び九州諸藩合従論を軸とする国事周旋構想の内容であった。

〈藩是〉の再確認

7月26日、国許家老・中老は、在京重臣に書簡を送って、「御国議一定之上、御家中上下一致ニ尽力可仕」と挙藩一致での国事周旋の方針を告げた⁽³²⁾。同書簡には、上記「七月十八日 奉伺相決候書附」とともに「御備頭^(おそなえがしら)等え相渡笥之書付写」が添付されている。当時、京都警衛のため上京する予定であった御備頭坂崎忠左衛門への書付の写本である(藩兵上京問題については後述)。そこには、国事周旋に当たって家中の持つべき心得が記されている。全文は以下の通りである。

天朝幕府え御忠節を被尽、天下之事至当ニ帰候様、被遊御取扱度儀、従来之御本意ニて、既ニ御滞京中、公武真之御一和、真之御委任ニ至不申候ては、万般之混雑此筋より醸成候間、右御基本被為立度、御双方え被仰立候え共、今以凡之御政道、先ハ二筋ニ相成、各国之人心、日を逐紛乱いたし、益切迫之事体ニ及候ては、愈以右之御主意実地ニ不被為在御周旋候ては難相成、依之天朝ニても幕府ニても、不可然御処置筋ハ、無御遠慮被遊御諫^(かんそう)諍候儀勿論ニて、時宜次第、御登京御出府も被為在、皇国之ため御丹誠^(ぬきんぜらるべし)を可被抽と被遊御決心候付、其趣を以、先御隣国諸侯方え被仰合、御同心ニ候ハハ、共々御力を被為尽御覚悟ニ候事。⁽³³⁾

肥後の〈藩是〉、つまり「天朝幕府え御忠節」を再確認し、隣国諸藩と共に国事周旋に乗り出す藩主の決断を正当化している。肥後の〈藩是〉は、このように繰り返し掲げられることで、それを語る藩主は勿論、それを受ける家中の意識の中に揺るぎない信念として浸透していったと思われる。政令一致を目指して公武に「諫諍 (いさめ正すための忠言)」を行

う決意の裏には、公武に忠節を尽くすことを至上課題とする〈藩是〉と、忠節の対象である公武の対立がもたらした「政令二致」「政道二筋」の現状との矛盾があった。その矛盾を解消すべき今こそ、挙藩一致で主体的な政治運動を行わなければならなかったのである。

公武への建白書

同日日の7月26日、藩政府は京都留守居に朝廷工作の指令を下した⁽³⁴⁾。公武に提出する建白書の写本を添え、建白が都合よく運ばれるよう、三条実美または関白鷹司輔照^{たかつかさすけひろ}(1807-78)への工作を指示したのである。

建白書の文案を検討する前に、肥後における政策決定権の所在について触れておきたい。指令の中には、建白をめぐって「都テ御家老衆ノ方ニテ取調ニ相成」と記されており、家老が専権を行使していたことが窺える。むろん藩政府の政治意思が確定するには、同時代の諸藩同様、最終段階で藩主による裁可が必要であったが、肥後における指導部内の権力の在り方は、家老が中枢的な位置を占めていたと見てよいだろう⁽³⁵⁾。

さて、朝廷への建白書は次のようなものであった。その全文は、

外夷拒絶期限之事、先達て天下え御布告ニ相成候上は、於列藩夷船攘斥之心得勿論ニ候処、傍觀ニ打過候藩有之候趣、深被悩宸襟、既於長州兵端相開候就ては、皇国一体之儀ニ候間、互ニ応援掃攘仕、皇国之御恥辱ニ不相成様、列藩一致決戦尽力、叡慮貫徹致候様御沙汰之旨奉敬承候。然処、御趣意柄、得と伺取不申事を誤候ては、皇国之御為ニ相成不申奉恐入候間、^(はばかりをかえりみず)不顧憚奉窺候。拒絶期限、五月十日と被仰出、將軍家御請ニ相成候上は、固より勅諭を被為奉候て、先拒絶之御談判ニ相成、承伏有無ニ従て御処置筋被令諸藩、其旨ニ随順仕候は、則朝意を奉候儀と心得居申候処、將軍家ニは征夷之御任ニて、未拒絶之談判中、承伏有無をも弁不申、通航碇泊之夷船、或打払、或見遁、銘々之覚悟区々ニ相成候は、畢竟御命令一途ニ無之処よりの儀ニて、人心益疑惑を生し申候。疑惑は三軍(軍隊)之禍とも承申候処、右様、人心一定不仕、若曲直を誤候ては、却て御国辱を引起候而已ならず、第一は重キ將軍職御委任之御趣意も立兼、^(しようしよう)内蕭牆之禍(内乱)を醸、外諸蛮之寇を受、遂ニ皇国之至難ニも及申候ては、^(かなわせらるまじく)乍恐叡慮ニも被為慍間敷、誠以深奉恐入候。前条御沙汰之趣ニては、越中守家中之者共も、甚以疑惑仕居申候間、重疊恐多奉存候え共、何卒事理明白之御指揮奉仰冀候。以上。⁽³⁶⁾

と述べている。ここに見られるのは、6月6日付の御沙汰⁽³⁷⁾に焦点を当てようとした明確な意図である(下線部)。長州の攘夷実行を称え、諸藩に応援を督促する朝命に対し、疑念を露にして見直しを求めている。現状打開を試みる政治運動は、争点の選択と集中が有効に働く。肥後は特定の朝命を取り上げることで、政令二致を解消する糸口を捉えようとし

た。その口調は烈しいもので、朝廷に「事理明白之御指揮」を仰いでいる。それは、言い換えれば、朝命が「理事明白」でないとの意思表示であった。肥後が求める「命令一途」のあるべき姿は、持論の大政委任であった。つまり、攘夷実行の命令系統を朝廷 → 幕府 → 諸藩に一元化した上、幕府が奉勅攘夷に基づいて鎖港交渉を行い、結果次第で諸藩に命令を下すことである。肥後は建白書を以って、攘夷親征を唱える尊攘急進派を批判し、秩序回復の要望を示そうとしたのである。

次に、幕府に提出しようとした建白書の全文を見ると、

外夷拒絶期限之儀、先般御請も被為済候付ては、素より勅意御遵奉、先拒絶之御談判ニ相成、承伏有無ニ従て御処置筋之儀、猶御差図可被為在、列藩其旨を奉し一同尽力仕儀儀、当然之筋と相心得居申候処、既於長州兵端相開候就ては、皇国一体之儀ニ付、互ニ応援掃攘、皇国之御恥辱ニ不相成様との趣、猶又、従朝廷御沙汰被為在候。然処、右拒絶之御処置中、列藩其御模様をも不奉窺、通航碇泊之夷船、或打払、或見通し、区々之覚悟ニ相成候は、畢竟御命令一定不仕処より之儀ニて、人心紛乱、適従する所を不知、若理非曲直を誤候ては、却て御国体立兼候而已ならず、内蕭牆之禍を醸、外蛮夷之悔^(細カ ママ)を被為受、約ル^(つま)処、皇国之至難ニも及申候ては、再御挽回之期は有御座間敷、誠に深奉恐入候。前条之次第、越中守家中之者共も、甚以疑惑痛心罷在候付、京都も奉伺置候事ニ御座候。乍恐、於公边は如何様之御見亘^(おみわたし)ニ可被為在哉、願は御評議之趣等、御懇切ニ被仰立、叡慮之御深旨をも御窺取、一定之御指揮奉仰冀候。以上。⁽³⁸⁾

とある。朝廷への建白書同様、6月6日付の御沙汰の不当性を指摘し、幕府の外交交渉を優先すべしと主張している。一見、幕府を擁護する姿勢が読み取れるが、現在の幕府政治を全面肯定しているわけではない。幕府が時宜を失して取り返しのつかない事態を招いてはいけないと明言し、公武一致での「一定之御指揮」を実現するため、今後の見通しを諸藩と共有すること、天皇の意思を尊崇することなど、現状打破に積極的な態度で取り組むことを催促しているのである。

以上、公武への建白書の内容は、まさに藩政府が「天朝ニても幕府ニても、不可然御処置筋ハ、無御遠慮被遊御諫諍候儀勿論」⁽³⁹⁾と家中に示した方針どおりのものであった。

8月3日夜、京都藩邸に建白書の文案が届いた。かつて在京重臣は京都の不穏情勢を考慮し、建白計画そのもの中止を強く懇請した⁽⁴⁰⁾。彼らは、建白書の文案を確認するやいなや、直ちに朝廷工作を見合わせることを決議した⁽⁴¹⁾。これは、建白提出を呼び水にして九州諸藩合従の流れを加速しようとした藩政府の計画に、思いがけない支障をきたすものであった。ところが、京都藩邸が慎重論を持ち続ける中、18日に中央政局で政変が起こり、建白問題は自ずと消滅することになる。一方その間、国許では九州諸藩合従運動が活

発に展開していった。次節では、その政治過程を追究することしよう。

第3節 九州諸藩合従運動の展開

筑前・肥後・薩摩

筑前⁽⁴²⁾は、世子上京での国事周旋を実現するため、朝廷工作と諸藩連合運動を並行して進めていた。朝廷工作において、縁戚関係の右大臣二条斉敬^{なりゆき} (1816-78) と連絡を取り合って朝議の現状を把握し、7月22日に武家伝奏を通じて内奏を提出する運びとなり、8月6日に「神妙^(おぼしめし)ニ思^{なりひろ} 喰^(てびかえ) 候間、上京有之候様御沙汰候事」との朝命を受けた⁽⁴³⁾。朝命降下の報は8月中旬に国許に到着し、以降、藩内外に国事周旋の正当性を訴える材料となる⁽⁴⁴⁾。

一方、諸藩連合においては、肥前・平戸・肥後・薩摩などが対象であった⁽⁴⁵⁾。使者外交の一環として、7月28日、藩主黒田斉溥^{なりひろ} (1811-87) の旨を記した「御口上手扣」と「演述書」が肥後に提出された。まず、「御口上手扣」には、

方今、皇国之勢、日ニ増、切迫之事情ニ押移、唯今之形勢ニては、外寇内憂^(きしつど)一時差湊ひ、益被^{なり}悩宸襟候は必然之御儀ニて、皇国之御安危、爰ニ迫候様御考、御心痛御悲歎之至御座候。就てハ弥以公武御心実之御和合ニ相成、攘夷一徹之御所置ニ出、四民安堵之御基本不被^{なり}為立候ては、決て難被^{なり}相濟御儀と思召候。依之、此度、御上京、叡慮猶又御窺、御為筋御周旋被^{なり}成候所ニ御決心、不日御上京可被^{なり}成之処、夏以来御持病之御疝^(せん)疝^{じか}邪、今以御^(あまんじ)甘不被^{なり}成、差向御旅行難被^{なり}成、時日御延引被^{なり}成候てハ、弥増時勢も差詰り候付、為御名代下野守様(黒田慶賛。1839-1902) え御含、御家老共御添、近々被^{なり}成御登京御儀ニ御座候。此段、以御使者被^{なり}仰進候由。⁽⁴⁶⁾

とある。筑前藩主は、「外寇内憂」による「皇国」安危の境目に際し、公武が和合の上、攘夷政策を確定して四民安堵を図るべきであり、病身の自分の代わりに世子慶賛が上京周旋に当たる旨を告げている。公武和合を攘夷実行のための先決問題として位置づけている点が確認できる。

次いで、「演述書」の内容は、

別紙、御口上被^{なり}仰進候趣は、皇国御為筋とは申なから、不容易御事件ニ付、御微力之可被^{なり}為及儀ニは無之候え共、斯切迫之時勢ニ臨、御傍觀被^{なり}成候ては、被^{なり}対公武御不忠至極、御累代被^{なり}為蒙御高恩、御藩屏之任ニ御備り候栓も無御座、御不本意至極ニ付、御心力之及ひ御周旋被^{なり}成、御深慮御感服被^{なり}成候ハハ、各別左も無御座ニおみては、幾重ニも公武御合体之御根軸相立候様御勤被^{なり}成候御心得ニ御座候。御近国殊御由緒柄、御同心も於被^(なしまいらせらるるにおいては)成進は、御互ニ御力を被^{なり}合、公武御安心之道ニ致し被^{なり}上度思召候

間、不被閣御心情候処、被仰進候。猶、御賢孝御存念ニ付、無御覆蔵被仰進可被下候。委細は御家来之者え御含被成候条、事々御聞取可被下候由。⁽⁴⁷⁾

というものであった。日本の危機を傍観しては公武に対する不忠になるとし、代々藩主が高恩を被って「藩屏之任」に当たってきた歴史を強調している。筑前にとって公武に忠誠を尽くすことは、第一に長崎守衛の責任を完遂することであるという認識が読み取れる。筑前の国事周旋の目的は、長崎守衛をめぐる混乱を解消するところにあった。公武合で攘夷政策が確定しない限り、「藩屏」の任務を果たすことは不可能であったのである⁽⁴⁸⁾。このように国事周旋の意思と理由を説明した後、近国関係の「由緒」を想起させて協力を求めた。

これに対し、肥後は正式な返答を延ばしたようである。その間、29日、薩摩から帰国した使者が復命し、30日には越前使者が藩主細川慶順に謁見している⁽⁴⁹⁾。一旦、筑前使者は薩摩に移動して同様の外交活動を行った。その際、島津久光から同意の旨を得ている⁽⁵⁰⁾。8月8日、再び熊本に来て返答を「催促」する筑前使者に対し、藩政府は10日に次の返答を渡した。

(筑前藩主の意見に) 越中守様被成御承知、既於此御方も其思食立ニ御座候段は、粗御案内之通ニテ、不計も御主意暗合いたし、別て御太慶之御事ニ御座候。就ては、不取敢御上京可有之処、先御存意之大趣意、重役を以被仰立、無程御発途之筈ニ御座候。委細之儀は、従是も御使者を以、猶可被仰進候。⁽⁵¹⁾

肥後は、「不計も御主意暗合」とあるように、筑前の問題意識に共鳴する意思を示した。そして、既定の政治運動、すなわち重臣による建白提出及び藩主上京の計画を明らかにした。九州諸藩合従についての言及はないが、おそらく口頭で筑前使者に伝えていたであろう。筑前と肥後は公武合体の政治目的を共有し、大枠で国事周旋に提携することで一致した。少なくとも相手の政治運動を否定あるいは妨害する意向がなかったことは間違いない。両藩には緩やかな連合が成立したと言える。

また、筑前と薩摩の間にも緩やかな連合が整っていたものと思われる。そして、前節で見たように、肥後と薩摩の関係においても同様のことが言えるだろう。以上のことを踏まえると、肥後の推し進めた九州諸藩合従は、肥後・薩摩・筑前がそれぞれ二藩間の緩やかな連合を形成する中で展開しつつ、機が熟するのを待っていたと考えられる。

越前・肥後

越前の国事周旋は、前藩主松平春嶽と彼の政治顧問で肥後藩士の横井小楠によって形作られていた⁽⁵²⁾。文久3年3月、政事総裁職を辞任し無断で帰国した春嶽は、政治的立場の

挽回と中央政局の刷新を模索する中、6月1日、いわゆる「挙藩上洛」の政治方針を家中に公表し、以降、上京の時期を調整していく⁽⁵³⁾。

その間、藩論の策定に深く関わっていた横井小楠は、熊本の社中に越前の政治動向と自分の見解を書き送っている。その書簡の中で諸藩連合について触れた部分を見ると、

尤も此議御決定に相成候へは、隣国にては(割注略)加賀・御国(肥後)・薩州等、御使者被差立被仰談、(なるべくだけ)可成丈は三四藩も一致の上、一同に御上京の上、被仰上候へば、必定治平可致事情に有之候⁽⁵⁴⁾。

尚々本行之通り既に決定之上は、更又所置も可有之、第一是迄相交候列藩へは申談無之ては不相済との評議にて、村田(みさぶろう)巳三郎(氏寿。1821-99)・青山うじひさ小三郎杯、急に上京被命候。其列藩と御国の御間柄は申迄も無之、去年来は格別御親睦万事御申合せ有之事にて、沼田大監(大目付沼田勘解由)・元田(京都留守居元田八右衛門)へ被談合候筈。其他、薩州・加州・尾州・会津等なり⁽⁵⁵⁾

などと書かれている。横井小楠は、諸藩連合・同時上京の必要性を認めており、越前藩政府は「評議」を経て、肥後・薩摩・加賀・尾張・会津などに国事周旋への協力を求める方針を決定していた。越前藩士は諸藩の在京重臣と相談して使者派遣の根回しを行うことになる。

6月13日、越前の村田巳三郎が肥後の京都藩邸を訪ねてきた。村田による具体的な相談の内容は、越前の政治運動に加勢する形で、肥後藩主の末弟長岡良之助が上京して三条実美ら公家に周旋を行うことであった⁽⁵⁶⁾。越前の持ち掛けた外交交渉の内容は明確なものであった。両方の協議は数回に亘って行われた。肥後の京都留守居元田八右衛門の記録によると、越前の「御国議之大要」は、次の二点であった。①「朝廷幕府内藩外藩大小名之御差別なく名賢を御登用」して「皇国御政道を御扶植」させること、②諸名賢が「集議を凝し至理至当之論を以、外国と御応接ニ相成、幾度も御談判ニ相成候て、皇国世界天理之至当」に基づいて攘夷か開港かに決着をつけることである⁽⁵⁷⁾。人材登用を核心とする政体改革と対外政策をめぐる国論統合とを組み合わせた構想であると言える。

7月5日、越前使者(家老岡部ぶんご豊後・側用人酒井十之丞・奉行三岡八郎)は肥後・薩摩に向かった。7月23日に越前藩政府は藩論を覆し、挙藩上洛計画は頓挫してしまっていたが、彼らはその情報を8月21日まで知らず、外交活動を続けた⁽⁵⁸⁾。

7月30日、越前使者は肥後藩主に謁見し、越前父子の肥後兄弟(慶順・良之助)宛て親書を呈した⁽⁵⁹⁾。親書は突然の將軍東帰、攘夷実行をめぐる騒乱、姉小路あねがこうじきんとも公知(1839-63)暗殺事件、中川宮なかがわのみや(1824-91)の朝廷内の孤立などを挙げつつ、「皇国治乱之境」を傍観できず、京都の情勢が急迫すると上京する覚悟を示した上、肥後兄弟も上京して共に国事に尽力してほしいと提携を求めている。

藩主以下による親書回覧が終わり、越前使者と家老小笠原備前の間で約一時間（「半時斗り」）に亘って議論が交わされた。話し合いの途中に小笠原は議論を切り上げようとし、藩主の「彼是六ヶ敷ものとの御意」を受け、越前使者が「御詰問」を要望したが、そのまま藩主謁見は終了となった⁽⁶⁰⁾。肥後の冷たい反応の原因としては、九州諸藩合従運動との齟齬が考えられる。越前使者は、朝廷の中央政府化（天皇の下に公議政体を樹立すること）など、肥後の大政委任論の筋と背反する政治構想を唱えていたのであろう。

両藩の間で転機が訪れたのは、8月2日、家老長岡監物宅で開かれた肥後重臣と越前使者が集会した場においてであった。肥後家老小笠原が天下のために尽力する決意を示すと、越前使者は共感する旨を答えた。小笠原はそれを聞き、「大ニ心ニハマリ候様子」で両藩が提携することを約束したのである。越前使者が説いた言葉とは、「外々事業ニ付テ之事ハ、銘々相違ハ可有之筈、譬へハ戦闘ニヤリ之働、刀之働、各へ得道具ヲ以御用ニ相立ト同事ニテ、御当家之興起之運び、且御国力之次第、且西より尽スモ東より尽スモ同事ニテ、源頭之所之御趣意サへ齟齬無之時ハ御同論ト申もの」であった⁽⁶¹⁾。肥後と越前が従来の政治運動を堅持しつつも、中央政局の現状打開という大枠での政治目標を共有して協力する必要性を力説したのである。

8月7日、肥後兄弟は越前父子の親書に対する返答を書き送った。その返答書の中には、

当方ニても危急之形勢、昼夜憂念ニ堪不申候間、先般滞京中、公武え言上仕置候趣意を継、乍不束皇国之御為筋と心得候儀ハ、何処々々迄も周旋仕度存立候へ共、御在職中重畳御丹誠有之候ても難相整程之御事柄、中々微力之及処ニ無御座、依之、薩・筑を初、近隣之諸大名存意之趣等承合候折柄、前文御懇篤之預貴教、^(はからず)不斗も御覚悟筋ニ致暗合、大慶仕候而已ならず、甚以心強奉依頼候条、出京之上ハ猶更無御伏蔵御差図被下度、幾重ニも奉願候。⁽⁶²⁾

と記されている。書簡は、九州諸藩合従の動きと越前の挙藩上洛計画の親和性を認めた上で、国事周旋における提携を約束している。九州諸藩合従が越前の挙藩上洛と結合する形で相乗効果を生み出すことに期待を寄せたのである⁽⁶³⁾。

第4節 九州諸藩合従運動の終焉

薩摩・越前・肥後

越前使者の外交活動は薩摩で続く⁽⁶⁴⁾。薩摩藩士村山才助^{さいすけ}は、上京途中の8月6日、肥後領内で徳富太多助の取り次ぎで越前使者三岡八郎と三人で会談しており、その内容を8月9日に国許の大久保一蔵^{いちざう}（利通。1830-78）^{としみち}に書き送った。以下、抜粋して引用する。

越・肥之論，大抵同様之説ニテ，ツマル所ハ開港之説ニ落可申歟，乍然夫ハ先兎モ角モ跡之事ニテ，イツレ只今ノ所ニテハ，同盟申談，速ニ恢復ニ相成候方可然歟，然ルニ春嶽公京都之氣受極々不宣，出京ニ相成候ハ、早速騒動可仕事モトヨリニ御座候えハ，何分ニモ此節ハ戦闘ニ可及ハ必定ニ御座候。(中略) 肥藩ハ小笠原備前一人ニテ建議之由，尤一藩異論ハ無之候由御座候。諸藩一同之儀ニ相成候えハ，イツレ前以京師へ相知レ可申候間，可成丈早日ニ御決策可然奉存候。⁽⁶⁵⁾

村山は、越前・肥後が「同盟」して、日本政治の秩序回復のために共闘することで一致したと報告している。諸藩連合の動向がいずれ中央政局に知れ渡ることは必至であり、迅速な「御決策」を要望していることも見て取れる。この書簡は、薩摩藩政府の対応に影響を与えたであろう。なお、肥後の政治運動を牽引していた中心人物は家老小笠原備前であることが確認できる。

8月12日、越前使者は薩摩の家老小松帯刀に面会した。小松は、「此方様ニも決て御傍觀之御主意決て無之、(中略) 則筑前・肥前公へも右同様之御論儀被仰上候処、是又御同意ニて御尽力可被成との事」⁽⁶⁶⁾などと語った。薩摩は、越前の国事周旋に賛同する方針を持っていたのである。13日、島津久光に越前父子の親書が呈され、外交交渉も都合よく済まされた。翌日、越前使者に薩摩父子の直書が渡された。

小子等ニも実ニ不堪傍觀、挽回之策略、勘考之^(なかば) 央ニて、御趣意一と異論無之、別て大幸奉存候。⁽⁶⁷⁾

今般御使被差下、預御相談候儀、^(べんやく) 拵躍之至ニ御座候。目前之国難も有之候え共、皇国之御為、東西一時ニ上京、抛身命周旋仕度含ニ御座候。尚、細事御家臣へ申述置候間、御聞取被下度奉存候。書余は奉期拝眉之時候。⁽⁶⁸⁾

薩英戦争(「目前之国難」)の余燼がくすぶる中であるにもかかわらず、それを押して「東西一時ニ上京」の上、国事周旋に尽力する意向を示している。薩摩は、越前と二頭体制で、中央政局の「挽回」に乗り出す方針を闡明したのである。

久光が越前使者に直書を渡したその日、小松は家中への「御触達」のため奔走していた。これは8月13日付で布達されたもので、そこには、

三郎様御儀被遊御上京候様被為蒙勅命候処、今般英夷掃攘ニ付テハ不容易御国難ニテ、^(そのかたち) 夫形御上京被遊カタク御時宜合候間、一応島津図書殿(家老)為御名代、上京被仰付置候へ共、何分皇国御大事之御時節、御直御上京御奉命不被為在候テハ、不被為濟御儀ト被思召候。然処、松平春岳様・細川越中守様(細川慶順)・松平美濃守様(黒田斎漣)・有馬中務大輔様(有馬慶頼。1828-81)等ヨリ追々御使者ヲ以、御相談被仰進候

趣有之、御国内之儀深御配慮之御事ニテハ候え共、旁機会御到来ニテ、軽重御斟酌之上、来月中旬御発駕御上京可被遊御決定之段被仰出候。(69)

とある。薩摩は、久光上京における諸藩連合の対象として越前・肥後・筑前・久留米などを挙げている。肥後の九州諸藩合従、筑前の筑前・肥後・薩摩を中心とする九州諸藩連合、越前の越前・肥後・薩摩を中心とする挙藩上洛など、諸藩連合の機運が高まる現状を踏まえ、「東西」連合を図ることを決断したのである。おそらく同年三月に久光が上京した時、多数派工作に失敗して孤立した体験もこの決断に影響を与えたであろう⁽⁷⁰⁾。この達しは、家中に挙藩一致の決意を心得させるものであると同時に、薩摩が諸藩を率いて国事周旋に乗り出す意志を明らかにした諸藩へのメッセージでもあったと言えよう。

薩摩藩政府は13日、使者として藤井良蔵・海江田武次を肥後・筑前・肥前に遣わした。14日、藤井らが肥後で長谷川仁右衛門に会って提出した「口演書」は、

(前略) 朝廷頃日之形勢、弥増御危急、被為悩宸襟候段、御内々被成御承知、実に御大事、此に窮候儀と被思召、御黙止難被成候間、三郎様御上京、平日之御趣意通、公武御一和之基本、十分御尽力被成度御決心に付、猶又御話合、期日等御一定之ため、御使者を以被仰進候也。⁽⁷¹⁾

と述べている。久光上京の前に改めて公武合体の政治目標を確認し合い、同時上京のための日程調整を行うことを提案したのである。これに対し、肥後は即答しなかったようである。

薩摩使者は、筑前に足を伸ばし、同様の外交交渉を行った⁽⁷²⁾。筑前は18日、「美濃守様(藩主)・下野守様(世子)、御承知被成、愈以御一致之思召、深御大慶之御事候。何様、無程京師ニおみて御面談御一同御尽力可被成思召候」と返書を渡した⁽⁷³⁾。一方、肥前への使者派遣は、その趣旨が異なった。20日に、前藩主鍋島閑叟(直正。1815-71)の側近と面会して、久光上京に合わせて閑叟上京を促したほかに、「且つ船艦借用方につきて懇願」している。肥前の答は「余艦なきを以て、船艦貸与は之を辞し、唯周旋同意の事には快諾を表せられたりき」⁽⁷⁴⁾ というものであった。薩摩使者は一応三藩への外交活動を終え、肥後の返答を得るため再び熊本に向かった。

九州諸藩合従運動の終焉

その間肥後では、8月15日、藩主が長岡澄之助に国事周旋を委任する命令を下した⁽⁷⁵⁾。また同日、肥後藩主は越前父子に対して、

私儀、乍不及早々上京いたし、成丈尽力可仕処、既ニ於隣藩兵端相聞、^(またぞろ)又候外寇必定

ニ可有之、此砌領内人氣之動揺、海岸ハ勿論、天草表之手当等、多端之指揮筋も有之、藩屏之任、何分^(か)迦出来兼候間、弟長岡澄之助儀為名代、近々出京仕せ周旋筋等^(すべ)都て委任申付候間、御会同之上ハ、万端被添御心被下候様、伏て奉願候。且又、最前良之助えも致出京候様被仰下候え共、此節ハ澄之助念願之趣も有之、前条之通候間、是又不悪御汲取可被下候。⁽⁷⁶⁾

と書き送った。海防強化などを理由に藩主上京を、「澄之助念願之趣」を理由に良之助上京を、共に断念せざるを得なかったと釈明している。澄之助は国事周旋の経験がなく、中央政局で知られていない人物であった。越前父子に「万端被添御心被下候様」と要望していることも頷ける。澄之助上京という決定の裏面には、藩主・良之助「不」上京の意味合いがあった。

次いで8月24日、肥後は再来した薩摩使者に久光への返答を伝えた。その中には、

越中守様、初発より御登京之御存念は、御案内之通ニ候処、藩屏之御覚悟筋を初、軍旅万般之御手当一時ニ相集、第一ハ近日ニ至、人氣之動揺甚無御心元、如何体ニも御^(おとぎ)迦出来兼候間、御舎弟長岡澄之助様御名代として御差登、御周旋筋等^(くわしく)委敷御申含被置事ニ候条、三郎様御会同之上ハ、不御伏蔵御添心被下候様、深御依頼被成候。期日之儀は、川尻駅え被備置候御船々、来ル二十八日出帆いたし、豊後鶴崎え着岸之注進有之候上、早速御発途之都合ニて、^(いつ)毎も右乗船之日数、大概二十日程も懸り候付、来月中旬後ニも可相成哉。依之、予幾日とは難相定、其辺之儀は、猶追々御懸合ニ可相成、先此段御答被仰進候。⁽⁷⁷⁾

と記されている。海防強化など藩内事情のため止むを得ず藩主在国および澄之助上京を決定したこと、京都で久光の心添えを要望することなど、越前父子宛て親書同様の内容である。他に、出立は来月中旬以後を予定しているが、明言はできないと述べている。如何にも消極的で曖昧な態度である。

上記二つの史料から見ると、久光上京とそれに連動する薩摩・越前の主導による東西連合の動きを受け、肥後は九州諸藩合従で主導権を握っていくことに限界を感じたように考えられる。中央政局における勢力挽回に向け、ただならぬ決意を以て乗り出そうとする薩摩・越前による二頭体制の下で自藩の役割を見直した結果、導き出した次善策が澄之助上京であった。肥後は自藩を脇役に位置付けることにしたのである。これ以降、諸藩連合を通じた現状打破という枠組みは放棄しないものの、澄之助上京を前提とした国事周旋の在り方を模索していくことになる⁽⁷⁸⁾。

久光・春嶽による東西連合が肥後主導の九州諸藩合従運動に終焉をもたらす決定的な契機となったことは、肥後藩政府が薩摩使者の訪問直前まで、公武への建白と藩主上京の方

針を堅持していた事実からも裏付けられる。すなわち、8月12日、肥後は肥前使者に国事周旋の意思を次のように表明していた。

最前御使者被差立候後、京師を初長州小倉其余一体之事情、種々相聞候趣有之、何も切迫ニ差臨候と申内、最京都表之形勢、重畳御案勞之筋有之、片時も御傍觀之成候ては屹ト難相濟旨、御家中一統より申出、於越中守様も、從來右之御趣意ニて、何分御猶予之場合ニ無之候間、先重役を以、御存意之大趣意、公武え被仰立、追て御登京、叡慮之御深旨御窺之上、御模様ニ応、関東えも御越可被成処、猶往々可被仰合候条、乍此上万端無御伏蔵御心添被進候様思召候。⁽⁷⁹⁾

この時点で肥後の方針変更などの兆しは全くなかったと言える。ところが、翌日の13日に薩摩使者が熊本に到着し、14日に久光上京を知らせると動静は急変した。早速、15日に藩主名代として澄之助に上京が命じられたのである。その際、藩政府の中で藩主在国の決定に関わったのは家老などごく一部に限られていたと見られる⁽⁸⁰⁾。

藩主在国への方針転換は、肥後の最重要懸案が諸藩連合から藩政とりわけ海防強化に移動したことを意味する。ここでは藩屏問題と九州諸藩合従運動との関係について考察したい。結論から言えば、両者は相克関係にあったと考えられる。薩英戦争の余波は、隣藩の肥後にも影響を与えた。戦争再発の噂が流れる中、肥後は有事に備えて海岸防備を強化する必要があった⁽⁸¹⁾。もし藩主上京となれば、大規模の兵力が国元を離れることになる。それに加え、この時期は、6月上旬に朝廷から藩兵の京都派遣を求められて以来、その対応に追われていた最中であって、藩兵の運用には更なる苦慮が強いられていた⁽⁸²⁾。このように、九州諸藩合従を推し進める裏には、海防強化との矛盾が潜んでいたのである。藩政府が藩主在国の理由として藩屏問題を掲げた背景には、こういう事情が存在していた。なお、史料による裏付けは出来ないが、家老ら首脳部の判断には、折角作られた挙藩一致のエネルギーを温存させ、海防強化をはじめとする藩政改革の推進力として活用しようとする思惑が働いていたのかもしれない。

八月十八日の政変と澄之助・良之助上京

肥後の九州諸藩合従運動は、未熟のまま終わってしまった。ところが、8月18日に京都で政変が起こり、中央政局に秩序再建という新しい課題が浮上すると、肥後もそれに対応せざるを得なくなった。19日、良之助に上京を求める朝命が降下される⁽⁸³⁾。それを受け藩政府は26日、良之助も上京することを決定し、その翌日、家中に布達した⁽⁸⁴⁾。次いで、薩摩・筑前・小倉・久留米・肥前・竹田たけた(岡中川家)に使者を遣わし、澄之助・良之助上京を知らせるとともに協力を求めた⁽⁸⁵⁾。

9月11日、澄之助・良之助は熊本を出立する。その際、国事周旋の基本方針が改めて定

められた⁽⁸⁶⁾。その「綱領」には、「御国議は、昨年被仰出候通、公武真之御一和、真之御委任にて、天下之御政道至当ニ帰候様、可被遊御周旋候事」とあり、公武合体・大政委任の政治方針を再確認している。次いで、十一項に亘る「節目」は、「薩州を初御同志之列候」と協力して国事周旋に尽力することや、対外政策・長州処分問題についての見解を記している。ここにある基本方針に基づいて、澄之助・良之助は、諸侯の上京が相次ぐ中、元治元(1864)年4月まで中央政局で政治運動を展開していく。その際の諸藩交渉による相互作用の政治過程については、別稿で取り上げたい。

おわりに

文久3年の後半に入り、九州諸藩及び越前の中で諸藩連合の動きが活発になった。諸藩は使者往来を通じて情報交換や外交交渉を頻繁に行った。二藩間を始め、三藩以上の間で同時に外交活動が展開したのである。その際、諸藩は公武合体・現状打開の政治目標を共有していた。一方、内部事情はそれぞれであった。それ故、国事周旋における思惑も異なっていた。例えば筑前の場合、長崎守衛の「藩屏」問題が国事周旋に乗り出すきっかけの一つとなったことは、本稿で指摘したとおりである。

そういう状況の中で、肥後も文久3年7月、国事周旋の方針を決定し、主導権を取って諸藩連合を試みた。その背景には、公武への忠節を至上課題とする〈藩是〉と公武不和による「政令二致」との矛盾があった。また長州・小倉の対立が武力衝突に拡大することを未然に防止すべく、雄藩として政治力を発揮しようとする主体性も反映されていた。藩政府は、長州を中心とする尊攘急進派が朝命を楯に取って諸藩に「連衡」を持ち掛けている中、それに対抗するため、九州諸藩の「合従」を図ることにしたのである。これが、肥後の九州諸藩合従論の幕末政治における歴史的意味であると言えよう。

この時期の諸藩連合の動きの中には、雄藩間の競争意識が働いていた。肥後・越前の意見対立は、自藩主導の政治運動へのこだわりが原因であった。その際、肥後は持論を堅持した上、越前と役割分担することで九州諸藩合従における相乗効果を期待する方向で対立を解消した。一方、薩摩の東西連合論を受け、自藩の立ち位置を九州諸藩合従における主役から、薩摩・越前二頭体制における脇役に変更した。他藩の国事周旋に便乗するフリーライダー(無賃乗車客)になる選択肢はなく、中央政局での地位を一段階さげるといった判断を下したのである。

諸藩間の外交交渉には公式・非公式ルートが並行していた。藩主・重臣・専門外交官たる使者(国許では他藩使者の応接を担当)による二藩間の公式ルートの他、すでに形成されていた人的・学的ネットワーク(横井門下及び実学党)による水面下での二藩間・三藩以上の間的工作も諸藩連合の政治過程に影響を与えていた。情報収集の重要性が増した幕末期に、諸藩は多様な人材を活用して外交交渉に臨機応変に対処していたのである。

以上、本稿で考察した文久3年夏における肥後主導の諸藩連合の動きは、結果的に「実現」しなかったがゆえに、中央政局の流れを変えるようなインパクトを残すことができなかった。それが、これまで幕末政治史研究から注目されてこなかった理由であろう。ところが、肥後の事例は、いわゆる「西南雄藩」という言葉を通して特別視されてきた薩摩や長州なども含む、幕末維新时期を生きた諸藩に共通していた主要な政治行動の在り方を示唆してくれる点で、看過しえない史実の一つであると考えられる。つまり、幕末維新时期の政治激動の時代に、各藩は、中央政局の動向に対応し諸政治勢力と相互関係を深めつつ、必死の生存戦略として自藩を多数派あるいは主流派の一員に「ポジショニング（位置づけ・印象づけ）」することに尽力していたのである。これは、「連邦国家」が中央集権国家に収斂していく幕末維新时期の政治過程を総合的に捉える上で不可欠な視点を提供してくれるものと考えられる。

[注]

* 史料引用において、句読点を適宜補充し、読点を句点に変えた箇所がある。下線・波線・中黒・（ ）内の補足やルビなどは、すべて引用者による。原則として、漢字の旧字体・異体字は常用漢字に、変体仮名および合字は現行の仮名に改めた。また、小字・返り点・編注などは反映せず、闕字・平出・擡頭は省略した。

- (1) 「江戸時代日本＝連邦国家」論については、以下を参照。
 - ・三谷博・並木頼寿・月脚達彦編『大人のための近現代史 19世紀編』東京大学出版会、2009年10月、第3章。
 - ・三谷博『維新史再考——公儀・王権から集権・脱身分化へ』NHK出版、2017年12月。
- (2) 以下の拙稿を参照。
 - ・「幕末期肥後藩の中央政治参加への試み——「独自」と「提携」の相克」『年報地域文化研究』18, 2015年3月、47-71頁。
 - ・「幕末肥後藩における〈藩是〉確立とその意味」『年報地域文化研究』23, 2020年3月、1-20頁。
- (3) 藤野保『近世国家解体過程の研究——幕藩制と明治維新』後編、吉川弘文館、2006年7月、427-428頁。
- (4) 以下の諸研究を参照。
 - ・佐々木克『幕末政治と薩摩藩』吉川弘文館、2004年10月。
 - ・原口清「幕末政局の一考察——文久・元治期について」『明治維新史研究』第1号、明治維新史学会編、2004年12月、3-33頁（のち、原口清著作集編集委員会編『幕末中央政局の動向』原口清著作集1、岩田書院、2007年5月、83-138頁）。
 - ・町田明弘『幕末文久期の国家政略と薩摩藩——島津久光と皇政回復』近世史研究叢書17、岩

田書院, 2010年10月。

なお、原口は、文久3年8月18日の政変に至る政治過程の一側面として、九州諸藩・越前の連合や薩摩・幕府の提携を有機的に考察しており、九州諸藩連合の動きを中央政局と絡めて広い視野で捉えている点で注目すべきである。ただ、全体に亘って概略的な叙述になっていることは否めない。

(5) 以下を参照。

- ・小野正雄『幕藩権力解体過程の研究』歴史科学叢書, 校倉書房, 1993年11月。
- ・梶原良則「文久期における福岡藩の政治動向」『福岡大学人文論叢』25(3), 福岡大学総合研究所, 1993年12月, 1403-1431頁。

なお、『従二位黒田長溥公伝』上(川添昭二/福岡古文書を読む会校訂『黒田家譜』第6巻, 文献出版, 1983年9月)は、筑前中心史観が窺えるものの、「薩肥筑三藩の聯合」の成立を基軸にして文久期筑前の政治動向を叙述することに徹しており、時系列に沿った分析の体裁をなしている。

(6) 以下を参照。

- ・高木不二「幕末文久期の中央政局と越前藩」『近代日本研究』Vol. 14, 慶應義塾福沢研究センター, 1998年3月, 31-77頁。
- ・高木不二『横井小楠と松平春嶽』幕末維新の個性2, 吉川弘文館, 2005年2月。

(7) 森田誠一「幕末・維新时期における肥後熊本藩」, 大久保利謙監修『明治維新と九州』, 福岡ユネスコ協会編, 九州文化論集3, 平凡社, 1973年1月, 207-271頁。

(8) 以下を参照。

- ・三上一夫『横井小楠の新政治社会像——幕末維新変革の軌跡』思文閣出版, 1996年4月。
- ・松浦玲『横井小楠——儒教的正義とは何か』増補版, 朝日選書, 朝日新聞社, 2000年2月。

(9) 例えば、梶原良則「文久期における福岡藩の政治動向」は、『従二位黒田長溥公伝』上の「薩肥筑三藩の聯合」を全面否定しているが、史料に基づいた反論ではない。また、高木不二「幕末文久期の中央政局と越前藩」と三上一夫『横井小楠の新政治社会像』は、越前藩士の肥後・薩摩での外交交渉の結果について、連合成立と連合失敗という正反対の解釈を下しているが、両者とも短絡的な史料引用に留まっており、議論が噛み合っていない。

(10) 細川家編纂所編『肥後藩國事史料』巻3, 復刻版, 鳳文書院, 1990年4月(原本は、伊喜見謙吉編纂, 熊本: 侯爵細川家編纂所, 全10巻, 1932年9月), 534-535頁。以下、『国事史料』と略す。当該史料には、「太守様御出京前, 備前殿御しらへ之国議也」とある。「太守様」は藩主細川慶順, 「備前殿」は家老小笠原備前。

(11) 拙稿「幕末肥後藩における〈藩是〉確立とその意味」。ただ、以前の「天朝公義」という表現が「公武」へと変わっており、「徳川家=公儀」という認識は消え去った。これは、幕府の政権独占が崩壊した現状を既定事実として受け止めたことの傍証であろう。肥後藩政府が朝廷と徳川家とを併称する際、「天朝公義」の代わりに「公武」を使うようになった起点は不明であるが、文久2年12月時点での幕府に対する認識の変化が見受けられる。

(12) 『国事史料』3, 590頁。

(13) 文久3年2月6日付, 在京家老の国許大目付宛て書簡。『国事史料』3, 589-590頁。

- (14) 将軍後見職とは、幕府が幼少の将軍を後見する役職として設けたもの。御三卿の田安慶頼が安政5(1858)年7月から文久2(1862)年5月まで務めたのち、一橋慶喜が同年7月から元治元(1864)年3月まで任じた。
- (15) 政事総裁職とは、幕府が大老相応の役職として設けたもの。松平春嶽が文久2年7月から同3年3月まで務めたのち、川越藩主松平直克(1839-97)が同年10月から翌年6月まで任じた。
- (16) 『国事史料』3, 684-685頁。引用の際、傍注形式で付してある異本の字句を反映させた。
- (17) 『国事史料』3, 692頁。
- (18) 『国事史料』3, 704-705頁。
- (19) 『国事史料』3, 703-704頁。
- (20) 『国事史料』3, 707頁。
- (21) 小倉使者とは、小倉藩士の使者。以下本稿では、他藩の場合も「藩名+使者」とのみ記す。
- (22) 『国事史料』3, 942頁。
- (23) 『国事史料』3, 986頁。引用の際、傍注形式で付してある異本の字句を反映させた。
- (24) 『国事史料』3, 963頁。
- (25) 『国事史料』3, 992頁。
- (26) 『国事史料』3, 994頁。
- (27) 越前の側用人酒井十之丞は、7月20日付の国許同役宛て書簡で、肥後藩士徳富太多助(一敬、1822-1914)から得た情報を元に、「熊本も案外之事態、薩之戦争にて、御隣国之事故、御使者も被相立候由。其御使者被相立候ニ付、御国論相立、御論議も一定ニ相成候由。熊本之方ハ大キニ御国之論と同論之運び、(併手合之上)ならてハ如何とも難申上候」(日本史籍協会編『続再夢紀事』2, 復刻版, 東京大学出版会, 1974年4月, 81-82頁)と書き送った。
- (28) 『国事史料』4, 76頁。なお、同「口演書」の後半部分については第4節で検討する。
- (29) なお、在府藩士牛島五一郎(実学党)が熊本の社中に送った9月11日付書簡の文面には、「薩えは御人撰にて嘉悦君被差越候由。御説も通り薩も同意にて、極々都合も宜敷由。大悦之至ニ御座候」とある(『国事史料』4, 264頁)。「嘉悦君」は嘉悦市之進。実学党とは、横井小楠を中心として、朱子学の道理に基づいた実践を重視し、政治改革を唱えた肥後藩士たちの集団である。実学派・実学連とも呼ばれた。
- (30) 『国事史料』4, 9頁。
- (31) 細川慶順の正室^{みね}峯は一条忠香の養女で三条実万(1802-59)の四女、三条実美の妹である。なお、弟に長岡澄之助(護久。1839-93)と良之助(護美。1842-1906)がおり、妹の勇姫の夫である松平春嶽は義弟に当たる。霞会館華族家系大成編輯委員会編『平成新修旧華族家系大成』上・下巻、霞会館/吉川弘文館, 1996年9-11月, 上巻697頁「三条公隆(公爵)」, 下巻476頁「細川護貞(侯爵)」, 592頁「松平宗紀(公爵)」。
- (32) 『国事史料』4, 8頁。
- (33) 『国事史料』4, 10頁。
- (34) 『国事史料』4, 25-26頁。
- (35) 文久3年7月の時点で、老中には、長岡(松井)帯刀^{たてわき}盈之・長岡(米田)監物^{けんもつ}是豪^{これひで}・有吉将監立愛・小笠原備前(美濃長洪)・松野亘の5人が在職し、全員が国元に滞在している(「本藩政

府要路者一覽』『国事史料』10, 904頁。松本雅明監修『肥後読史総覧』上巻, 熊本: 鶴屋百貨店, 1983年2月, 263頁)。その中で, 藩政への関わりが目立ったのは小笠原備前である。なお, 肥後の主要役職など支配機構の詳細については, 森田誠一編『肥後細川藩の研究』(児玉幸多監修, 地方史研究叢書, 名著出版, 1974年10月), 第1章を参照。

- (36) 『国事史料』4, 27頁。
- (37) 宮内庁先帝御事蹟取調掛編『孝明天皇紀』第4(自文久2年6月至文久3年12月), 平安神宮/吉川弘文館, 1981年3月, 691頁。『国事史料』3, 898頁。
- (38) 『国事史料』4, 27-28頁。
- (39) 注(33)で引用の「御備頭等え相渡答之書付写」。
- (40) 大目付沼田勘解由は8月2日付の国許家老中老惣連名宛て書簡で, 直前の7月27日に発生した高台寺放火事件に触れ, 「公武御合体等之事ハ, 只今先可被仰立哉之場合ニ無之, 無是非次第御座候」とし, 建白計画を「先ツ押付置候て, ^(こゝもと)爰許之事情御取遣仕, 東西御一致之上, 被仰立候様之御運ニテ無御座候てハ, 宜カル間敷哉」と力説した(『国事史料』4, 50-51頁)。松平春嶽上京説が流れる中, その宿所となる高台寺が尊攘急進派の浪士によって焼き払われた事件を受け, 藩政府に建白方針の再考を求めたのである。なお, 国事周旋の推進には, 国許と京都藩邸の間の「東西御一致」が不可欠であった事情が窺える。
- (41) 8月5日, 大目付沼田勘解由は在府重臣宛て書簡で, 「外夷拒絶之儀ニ付, 公武え御窺書相達候処, 爰許之事体と御趣意喰違居候様被考」と述べ, 自ら熊本に行つて藩政府と相談すべく, 江戸藩邸は周旋に着手しないよう求めた(『国事史料』4, 28頁)。
- (42) 文久期の筑前については, 梶原良則「文久期における福岡藩の政治動向」参照。
- (43) 『従二位黒田長濶公伝』上, 326・348頁。なお, 同書史料において漢字として扱われている「而」「者」「得」は変体仮名と見做して「て」「は」「え」に改めた。
- (44) 『従二位黒田長濶公伝』上, 353・360-361頁。
- (45) 『従二位黒田長濶公伝』上, 372頁。
- (46) 『国事史料』4, 32頁。
- (47) 『国事史料』4, 32頁。
- (48) 筑前の国事周旋の目的が長崎守衛の「藩屏」問題と絡んでいたことを示す史料として, 次の二つを提示したい。

① 8月中に黒田斉濶が幕府に世子上京を届け出た上書に, 「攘夷之儀ニ付, 睿慮之趣, 於京都, 伝奏衆より追々御殿達有之候え共, 公邊被仰出之御趣意ニ齟齬仕, 甚以当惑仕候。於私家ハ, 二百余年, 長崎御番被仰付置, 従来之御規則も有之儀ニテ, 当節之儀も公邊御決議之御達承知仕候迄ハ, 是より兵端を不開, 本より外夷襲来及侵掠候ハハ, 無二念打払候覚悟ニ罷在事ニ候。斯之通, 公武之被仰出, 表裏仕候てハ, 人心疑惑を生し, 列藩之心得方も区々ニ相成, 必勝之見込, 更ニ無御座候」(『従二位黒田斉濶公伝』上, 346頁)とある。

② 同じ8月中に黒田斉濶が右大臣二条斉敬に送った書簡には, 「隣国ニテ, 外夷及戦争候節ハ, 早々応援度儀ニ候え共, 私家之儀ハ御存相成候通, 旧来長崎表守衛請持ニテ, 今年ハ当番中, 殊ニ当時勢之儀ニ付, 余分之人數差越居申, 自領海岸も手広ニ有之, 警衛手配も存分ニ行居兼, 大ニ心配仕居申, 其上隣国及戦之時ハ, 領海最油断難相成, 弥以守衛向殿敷申附候

儀ニ付、何分他方為援助人数分配難行届、将又長崎表不相替各国之船々日々出入碇泊仕、平穩之趣ニ付、幕府之命令奉行所より相伝へ、是より兵端相開候儀ハ、当時見合、彼より不法及所業候えは、直ニ打払候覚悟仕、自国海岸も右ニ準相心得居申候。然ニ御達之通、隣国応援仕候えハ、長崎表之取計とハ表裏ニて、一国両端之処置ニ相成、国中之人心疑惑を生し、勝算更ニ見込難相立、万一不束之及始末候時ハ、一国之恥辱ハ則皇国之御瑕瑾ニて、重大之事件と甚以奉恐入候」(『従二位黒田斉溥公伝』上、358-359頁)とある。

- (49) 越前使者は7月27日、肥後家老小笠原備前に対し、一時でも早く藩主に謁見して相談したい旨を伝えたが、小笠原は「近比若君様御死去ニ付、御法事中ニて御事多之由、付ては晦日ニ被召出候御沙汰之由」を返信した(「心志録日記」福井市編『福井市史』資料編5、近世三ノ藩と藩政〔下〕、福井市、1990年3月、765頁)。「心志録日記」は、酒井十之丞の日記。
- (50) 筑前使者の薩摩での足跡を確認できる史料は管見の限り不明である。ただ次の史料から薩摩の態度を窺うことができる。8月12日、家老小松帯刀(1835-70)が越前使者に語った内容に、「筑前侯ニは当月中ニも御上京可被成旨御使ニて申来ル。此方より被仰上候儀ハ、同クナラハ此方様御上京之節比ニ御出京被成候様被仰進候旨、三郎様ニは来月中旬比御上京被成候御積りニて、当時御仕出之御詞ナリ」(「心志録日記」福井市史資料編5、779頁)とあり、久光は筑前に同時上京を提案していたことがわかる。
- (51) 『国事史料』4、62頁。
- (52) ちなみに、諸藩外交において横井門下及び実学党の活躍は至る所で確認される。例えば、横井門下と熊本滞在中の越前使者との頻繁な交流は、「心志録日記」(『福井市史』資料編5)から窺える。なお、本稿で名前が登場する人物を挙げると、徳富太多助・長谷川仁右衛門・嘉悦市之進・山形典次郎・元田八右衛門(永孚。1818-91)・三岡八郎(由利公正。1829-1909)など。
- (53) 三上一夫『横井小楠の新政治社会像』第6章。高木不二「幕末文久期の中央政局と越前藩」。
- (54) 5月24日付書簡。山崎正董編『横井小楠遺稿』日新書院、1943年8月(再版)、417頁。
- (55) 5月26日付書簡。『横井小楠遺稿』422-423頁。
- (56) 『続再夢紀事』2、53-54頁。
- (57) 元田は6月26日に帰国の途に立ち、28日には藩政府に提出する報告書として「越前藩士牧野主殿介村田己三郎話合之大意」(『国事史料』3、944-948頁)を記した。
- (58) 「心志録日記」8月21日条に「御国之変動始て知る」とある(『福井市史』資料編5、784頁)。
- (59) 『国事史料』4、44-45頁。
- (60) 「心志録日記」7月30日条(『福井市史』資料編5、768頁)。
- (61) 「心志録日記」8月2日条(『福井市史』資料編5、770-771頁)。
- (62) 『国事史料』4、57頁。
- (63) 同日、小笠原は酒井に對し、「過日より御内話申上候通りニて、御傍觀難被成候儀ハ御同意千萬、御上京之儀も御同意ニて候え共、御出方ニ相成候機期ハ未御定も不被成次第、いつれ機次第御出京之思召ニ候」と補足説明している(「心志録日記」8月7日条、『福井市史』資料編5、775頁)。進行中の九州諸藩合従運動の経過を見届けた上で、藩主上京の期日を確定するつもりであったと思われる。
- (64) 越前使者は熊本滞在中、長谷川仁右衛門・嘉悦市之進などから薩摩の事情を聞いていた(「心

志録日記』8月3・6日条、『福井市史』資料編5, 772・774頁)。肥後・薩摩間の緩やかな連合の成立を知らされたのであろう。

- (65) 鹿児島県維新史料編さん所編『鹿児島県史料 忠義公史料』第2巻(文久2年～文久3年), 鹿児島県/巖南堂書店, 1975年1月, 761-762頁(史料番号512)。
- (66) 「心志録日記『福井市史』資料編5, 779頁。発言中に「筑前・肥前公」云々とあるが, 事実は「筑前・肥後公」ではなかったかと思われる。課題として残しておく。
- (67) 8月14日付, 薩摩父子の越前父子宛て書簡(『続再夢紀事』2, 124頁)。
- (68) 8月14日付, 島津久光の松平春嶽宛て書簡(『続再夢紀事』2, 125頁)。
- (69) 『忠義公史料』第2巻, 767頁(史料番号521)。朱書は省略した。
- (70) 久光は越前使者に次のように述べている。「当春御上京之節, 愚存ヲ申上候処, 御採用も無之ニ付, 機ヲ察シ火急之引取方ニ候え共, 引取申候」(「心志録日記」8月13日条, 『福井市史』資料編5, 781頁)。なお, 文久3年の薩摩の政治動向については, 佐々木克『幕末政治と薩摩藩』第3章, 町田明弘『幕末文久期の国家政略と薩摩藩』第3・4章など参照。
- (71) 『国事史料』4, 76頁。前略部分(注番号28を付した引用文)については第2節で検討した。
- (72) 『従二位黒田長溥公伝』上, 326・348頁。
- (73) 「隣国使者往復」『大日本維新史料稿本』(東京大学史料編纂所蔵)文久3年7月26日条所収。
- (74) 中野礼四郎編纂『鍋島直正公伝』第5編(公の国事周旋), 侯爵鍋島家編纂所, 1920年8月, 324頁。なお, 薩摩は幕府・越前・筑前から蒸気船を借り入れることになる。
- (75) 「小笠原備前日録」8月15日条に, 「此回上京之事, 今日公然, 臺下直命澄公子委任」とある(『国事史料』4, 78頁)。「臺下」は藩主を指す。なお, 藩政府が藩主在国・澄之助上京を家中に布達したのは18日である(『国事史料』4, 137頁)。
- (76) 『国事史料』4, 78頁。ちなみに, 『続再夢紀事』2(134頁)は同史料の日付を8月29日としているが, 文面を検討した限りでは, 8月15日が正しいと思われる。
- (77) 『国事史料』4, 159頁。「川尻」は現在の熊本市南区の川尻地区。肥後藩政府が指定した五カ町の一つであり, 「中世以来の河港で, 藩の御船手がおかれ, 江戸中期には町奉行・船頭頭・作事奉行・船方作事方目付・船頭・水主など三七〇人がつめていた」という(松本寿三郎・板橋和子・工藤敬一・猪飼隆明『熊本県の歴史』県史43, 山川出版社, 1999年4月, 179頁)。「鶴崎」は現在の大分市東部の鶴崎地区。肥後の飛び地として瀬戸内海への航路の拠点であった。
- (78) 8月18日付, 国許家老中老の在京重臣宛て書簡に, 「薩・肥・筑, 御使者往来, 越前より之御使者も此間参着, 先いつ方も御同様之御事にて, 被仰談も不遠相堅可申候。(中略)此節も太守様(細川慶順)可被遊御上京処, 御藩屏之御任被為在候付, 為御名代澄之助殿御差登被仰立之筋, 其外共被遊御委任旨, 今日被仰出, 直様御供しらへ等も被仰付, 前条御堅も付候ハハ, 不遠御発途ニ相成可申, 其以前, 先公武え御建白被遊御差出と申御運ニ相成居申候」とある(『国事史料』4, 136頁)。
- (79) 『国事史料』4, 69頁。ここで, 肥後と肥前の間で行われた外交交渉について簡単にまとめておきたい。肥後は7月下旬, 肥前に使者を送って国事周旋の意向を伝えると同時に, 「至密御国議之程も御伺, 御教示も御請被成度, 御相談旁被仰進候」と協力を打診した(『国事史料』4, 23-25頁)。それに対して肥前は, 答使として中野数馬を熊本に遣わす。8月5日, 中野は, 「関東え御

委任之儀、京都表御建白と申儀、何分可有御座哉、御申立振ニ寄り、却て公武御一和之御妨とも相成候ては、寔以被為恐入儀候」と述べ、肥後の国事周旋への懸念を明らかにした（『国事史料』4, 54-55 頁）。これを受けて、肥後は8月12日、既存方針を力説したのである。

- (80) 「小笠原備前日録」8月14日条に、「長谷川仁右衛門来、以心対薩使、粗問其話説之事。（中略）薩使所出之口述書、米田氏呈之於臺下、暫て以大木下賜之。○退朝、予携右之書、呈両公子而帰、此回之事、限人話之、欲密之」とある（『国事史料』4, 76 頁）。「米田氏」は家老米田是豪（長岡監物）、「大木」は用人大木織部。
- (81) 薩摩で情報収集に努めた探索士が7月29日付で藩政府に提出した報告書には、「此節、英船七艘一隊ニ付、再来ハ必拾四艘、又ハ弍拾老艘と見込居候由」と綴られている。「亥七月薩英取合聞書」『国事史料』4, 33-38 頁。ただ、『国事史料』の復刻版からは印刷ミスで38 頁の内容が確認できないので、この頁のみ本稿での引用は原本による。
- (82) 朝廷は5月7日、良之助に親兵の「世話役」を任せるという名目で上京を命じたが、長州の攘夷実行や姉小路公知暗殺事件などを受け、京都の警衛体制を強化する必要性が高まると、6月7日、良之助上京を猶予する代わりに藩兵派遣を求めた。『国事史料』3, 775・800・895 頁。なお、藩政府の兵力運用をめぐる議論などについては、『国事史料』4, 8・19・50-51・138-139 頁参照。
- (83) 『国事史料』4, 140 頁。その文面には、「追々切迫、不容易時節ニ付、急速御用被為在候間、上京有之候様、御沙汰事」とある。同日、加賀（世子）・筑前（世子）・久留米（藩主）にも上京が命じられた。
- (84) 『国事史料』4, 137 頁。
- (85) 『国事史料』4, 186-188 頁。
- (86) 「御方々様御出京之砌出来之書付」（『国事史料』4, 251-256 頁）。

[付記] 本稿は、公益財団法人日韓文化交流基金の2018年度フェローシップによる研究成果の一部である。